



米国大使館

# AMERICAN VIEW

Winter 2012

アメリカン・ビュー

アメリカの素顔を映すマガジン



## 両親の離婚後の子どもの親権と ハーグ条約

### Japanese Legal System



日本での離婚を  
法制度の面から考察します

### Personal Reflections



両親の離婚をめぐる  
2人の米国人の経験談です

### DV in the United States



米国のDV対策について  
説明します

### From the Editor



編集長のごあいさつ



## From the Editor

在日米国大使館の公使参事官兼総領事、ポール・フィッツジェラルドです。今回、子どもの親権問題を集める American View のゲスト編集長を務めることになりました。

私は日本在住の米国市民のための業務やビザ発給など、在日米国大使館および各地の領事館が提供する領事業務の責任者です。外国在住の米国市民に関連し私たちが対処する問題のひとつに、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを別の国へ連れ出す「国際的な親による子の奪取」があります。米国など多くの国々は「1980年国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」（ハーグ条約）を批准し、子どもから引き離された親が子どもとの接触を維持できるようにする措置を取るよう日本に求めてきました。

American View は 2010 年冬号で「国際的な親による子の奪取」を集め、米国における子どもの親権と面接交渉権の概要、ハーグ条約の目的と効用、日本における親による子の奪取の事例の解決に努める非営利組織（NPO）や団体に関する記事を掲載しました。

本号ではこの問題を別の角度から取り上げ、日本の法制度を説明し、子どもの連れ去りや離婚の実例を紹介します。同志社大学のコリン・ジョーンズ教授は離婚と親権問題に関する小論を寄稿し、日本で国際的な親による子どもの連れ去り事例に対処する際の障害について考察しています。

ハーグ条約加盟の可否に関する日本の決定をめぐる議論では、対処すべき問題として配偶者からの暴力（DV）への懸念がよく取り上げられます。「米国のDV対策」ではDVに関する事実と米国政府および社会に

よる被害者支援の取り組みを紹介します。米国でDVに苦しんでいる、あるいは米国でのDVを心配する読者のために、支援を得る方法についての情報も付記しました。

最後に個人的な経験についての手記を2本掲載します。ひとつは在日米国大使館で以前インターンを務めた女性が、父親に米国からエジプトへ連れ去られ、何年も母親と会うことができなかった子ども時代の経験をつづっています。彼女は日本が国際的な親による子の奪取の問題に対処する措置を取り、子どもたちが自分と同じ経験をしなくなることを願っています。もうひとつは「パッチワークファミリー」で育ったある米国人の手記で、両親の離婚、再婚、新しい兄弟について前向きにとらえています。

読者の皆さんが本号の記事を読み、国際的な親による子の奪取の問題と国籍を問わず家族をつなぐ絆について別の視点から考えるようになることを願っています。生涯続く愛という絆で両方の親と結び付いていた方が、子どもたちが人生を楽しみ、人生を豊かにする機会が増える——これこそ私たちが最も伝えたいメッセージです。



ポール・フィッツジェラルド  
公使参事官兼総領事

## American View

—2012年冬号—

編集・発行  
在日米国大使館広報・文化交流部  
〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5

本誌掲載の記事に述べられている意見は、必ずしも米国政府の見解を表すものではありません。本誌に掲載されている記事、写真、イラストを非営利目的で複製することはできますが、著作権上の制限が明示されている場合には、表示された著作権者の許可を得てください。

本誌に対するご意見・ご感想は、American View のメインページ (<http://amview.japan.usembassy.gov/j/amview-jmain.html>) のフォームで送信してください。

## Japanese Legal System

### 日本の法制度における離婚と親権の問題

コリン・ジョーンズ  
同志社大学法科大学院教授

#### 序論

日本は国際的な親による子どもの奪取の温床という評判が高まっている。日本人の親が離婚の前後に米国から一方的に子どもを連れ去る事例が最近多発しており、しかもこうした行為が米国の法律や裁判所命令に違反している場合が多いことから、米国や他の国々の主要メディアの関心が集まっている。

日本の法制度を通じて日本に連れ去られた子どもの返還を試みてもなかなか成功しない。その結果、米国で生まれ育った子どもの中には、米国人の親、親戚、友人、米国人として受け継いだものとのつながりを断ち切られてしまう子もいる。こうした連れ去りに対し日本には法的救済措置が欠けているように見える。その多くの要因について本稿で詳細に議論する。

#### 「国際」問題にとどまらない子どもの連れ去り

まず他国から連れ去られた子どもの返還を妨げる要因の大半は、日本国内で発生した連れ去りの事例にも影響を及ぼすと理解することが重要である。その中には日本人と結婚し日本に居住する米国人が関係する事例や、時には両親共に在日外国人である事例も含まれる。そうした国境を越えない事例でも、

裁判所の関与にもかかわらず、離婚により一方の親が子どもとの接触を完全に絶たれることが多い。

換言すれば、国境を越えて子どもが連れ去られる事例がより注目を集める傾向にあるが、こうした事例は日本人、外国人を問わず親に限られた法的救済措置しか受けられない日本の法制度の構造的な問題を反映しているにすぎない。従って米国をはじめとする各国の外交官が「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」（以下「ハーグ条約」とする）への加盟を日本に働きかけ、国境を越えた子どもの連れ去りに関する日本の対応の変更を求めてきたのと同様、親の権利を主張する日本のさまざまな団体が、離婚後の親子関係の保護の強化のため、日本の家族法改正に向けてロビー活動をしてきた。

2011年3月11日の東日本大震災と福島県での原子力発電所事故にもかかわらず、日本が間もなくハーグ条約批准に向け動く兆しが見られることは心強い限りだ。2011年5月、日本の国会は親の離婚後の面接交渉に関する国内法を改正した。なお本稿執筆時点でこれらの法改正は未施行である（その影響はほとんどないかもしれない）ため、本稿では改正点の特徴とともに、何十年も続いた改正前の法律についても論じる。

#### 日本における法律の役割

日本の法制度はおおむね外国法をモデルにしており、多くの面でドイツとフランスの法律や制度に基づいているが、憲法と商法の多くの分野では米国法にも倣っている。実際、日本の家族法、および日本の裁判所が子どもの親権問題を解決する方法を説明

すると、米国や他の西洋諸国と非常に類似しているように思われてしまうこともある。しかし日本の法律は、米国法より「上意下達」の性格が強い。米国では多くの重要な原則は、訴訟を通じひとつひとつ積み重ねられて決められてきた。対照的に日本では、法律は権威を表明し行使する手段となりがちで、裁判官（彼ら自身が権威者）はそうした権威の行使にあまり疑いを抱かない。

日本の法律の上意下達の性質は、法令や手続き制度に見られる。裁判官や官僚ができることについては最大限の柔軟性を確保する一方、彼らの義務についてはその範囲を限定している。

#### 親による子どもの連れ去りは犯罪か

子どもを日本に連れ去られた米国籍の親は、日本の取り締まり当局から、日本の法律では親が自分の子どもを「連れ去る」のは犯罪に当たらないと言われる可能性が高い。しかし日本人、外国人を問わず、親が自分の子どもを連れ去ったために逮捕され、さらには有罪判決が下された事例もある。日本の刑法224条は「未成年者略取及び誘拐」の罪を非常に短



コリン・ジョーンズ  
同志社大学法科大学院教授。ケンブリッジ大学クレアホール終身会員。ニューヨーク州、グアム、パラオ共和国の弁護士資格を有する。カリフォルニア大学バークレー校で学士号、東北大学で法学修士号、デューク大学で法学修士号と法務博士号を取得。

い文言で規定している。「未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する」。これを読んだ米国人の弁護士はおそらく、「略取」「誘拐」などの言葉の解釈の仕方について詳しい情報を求め、判例を参考にしようとするだろう。しかしこのような法律を解釈する上で判例がそれほど役に立つとは思えない。少なくとも米国と同じように役立つことはないだろう。

その結果、親による子どもの連れ去りを犯罪でないとみなすことと、一部の親を誘拐罪で逮捕することの両方が、日本の法律の「正しい」解釈として共存可能である。公共の秩序を乱す連れ去り（自分の子どもを街角でひったくる父親）は犯罪として扱われる可能性があるが、公共の秩序を乱さない連れ去り（自分の親と一緒に暮らすために子どもを連れて飛行機や鉄道に乗る、あるいは子どもと共に日本を訪れ、米国への帰国を拒否する母親）はおそらく犯罪として扱われまいだろう。日本の警察には「民事」不介入の原則だけでなく、特定の紛争が民事か否かを定める幅広い裁量権もあるため、ある特定の連れ去り事例が犯罪であるかについての最も重要な判断が裁判所ではなく警察署で下される可能性がある。

#### 行政処分としての親権の決定

同様に日本には、離婚の際の子どもに関する親権、監護権、面接交渉権の決定に関しても、両親が別れた後、子どもが親と頻りに継続的な交流を持つことが子どもにとっての最善の利益とみなす米国法の原則のように、裁判所が守らなくてはならない法定の指針はない。さらに日本には、子どもを生み育てることなど親子関係に関する基本的な権利を規定する

憲法の条文や解釈が存在しないため、子どもに関する日本の裁判官の決定は、実質的には法律が存在しない場合に下される行政処分の形を取る。後段で論じるように、子どもに関して裁判官が下す最も重要な決定の多くは、非公開の裁判外の手続きによる「審判」の形を取る可能性が高い。

従って日本の家庭裁判所の裁判官は、子どもに関する決定を下す際に非常に大きな裁量権を有し、例えば外国で下された親権に関する判決を完全に覆す、親権を持たない親に子どもとの面接を全く認めない、1年に数時間だけ面接を認める、または面接の代わりに毎年数枚の子どもの写真を（親権を持たない親に）送るよう親権者に命じるなどの決定を下す可能性がある。

#### 協議離婚と子どもの親権

日本では離婚と離婚後の子どもの扱いのいずれについても、一義的には協議により決定するとみなされる。日本の民法には協議離婚の規定があり、協議しても当事者が合意に至らず、しかも限られた事由が適用される場合しか裁判離婚は認められない。さらに米国では協議離婚でも裁判所への申請と、子どもがいる場合は裁判所が承認した養育計画または離婚同意書が必要だが、日本の協議離婚は単に関連書類を地方自治体に提出し、その自治体が当事者の戸籍に婚姻区分の変更と子どもの親権者を記載するだけで成立する。離婚の約90%がこの過程を経て成立するため、裁判所が関与するのは、当事者が協議離婚に合意できない場合、または離婚後に子どもの問題などで紛争が生じた場合など、少数の事例にとどまる。そうした紛争には、一方の親が子どもを連れ

去ったり、離婚後にもう一方の親と子どもの面接交渉を拒否する場合などが含まれる。

日本の法律では、裁判離婚あるいは子どもの親権に関し司法の救済を求める場合、まず家庭裁判所が開く調停に参加する必要がある。調停は家庭裁判所の調停室で、裁判官1人、裁判所が選んだ2人の調停委員、そして裁判所職員で構成される調停委員会が同席し開かれる。調停は双方が合意に至るか、裁判官がこれ以上調停を重ねても無意味と判断するまで、月に約1回のペースで続けられる。調停の実施は裁判所が主導するが、この時点では当事者が合意に至るよう促すことが主な目的である。

日本における離婚の約8%——裁判所に持ち込まれた事例の大半——が、こうした調停手続きを経て成立しており、残りの2%は調停が失敗に終わった後の裁判の結果としての離婚か、裁判が始まってから判決が出るまでの間の和解による離婚である。従って離婚手続きを分かりにくくしているひとつの原因として、裁判所の関与と責任の範囲により、さまざまな手続きがある点が挙げられる。裁判所が全く関与しない協議離婚、裁判所が関与するものの結果に責任を負わない調停離婚および和解による離婚、そして裁判所が関与し最終的な結果に責任を負う裁判離婚がある（厳密にはさらに2種類の離婚があるが、まれなため本稿では取り上げない）。裁判離婚は全体の約1%でしかない。これらの異なる手続き制度は子どもの親権手続きにも関係する。

日本の法律は裁判手続きについて規定しているが、この裁判手続きでは裁判所に責任のない結果が出る事が多いので、米国市民の親が日本の家庭裁

判所に期待することと、家庭裁判所が考える自分たちの役割との間に大きな差が生じる恐れがある。子どもを取り戻したい、少なくとも面会したいと望む当事者は、通常できるだけ早く裁判所に「何かして」ほしいと思う。しかしほとんどの事例が調停から始まるため、家庭裁判所は当事者が調停結果に合意するよう促すことが裁判所の一義的な役割であると考えているかもしれない。さらに調停では、裁判所は補助的な役割しか担うべきでないとされているため、子どもにとって最善の利益であることが明らかな場合を除き、暫定的な救済措置（子どもの引き渡し命令など）の実施に消極的なこともある。

調停では日本の家族法の他の側面も関係してくる場合がある。日本では当事者双方が合意する限り離婚は非常に簡単だが、一方の当事者が反対する場合、一方的に裁判離婚を勝ち取るのは非常に難しく時間がかかる。さらに両親の離婚後の子どもの扱いについて法律がほとんど規定していないのと同様に、日本の民法は財産分与、扶養料、養育費についてほとんど規定していない。そのため裁判所は不利な条件での離婚から経済的弱者を守るため、さまざまな原則をつくり上げてきた。

2011年5月、民法に多くの改正が加えられたが、現在の家庭裁判所の慣行への影響ははっきりしない。第一に、この改正により児童虐待や育児放棄の場合の当局による一時的な親権停止がより容易になった。以前の法律では、永続的な親権停止が唯一の救済策であった。第二に、改正法の下では協議離婚を望む親は子どもの福祉を優先した上で、養育費の配分だけでなく、面接に関する取り決めや他の形で親子の交流について決めることが義務付けられて

いる。当事者が決められない場合には、家庭裁判所が代わりに決定できる。小さな変更に見えるかもしれないが、改正前には裁判所の「行政処分」にすぎなかった面接交渉権が、今では民法で言及されているという事実は大きな前進の証と言える。

しかし新しい法律では（親ではなく）裁判所が子どもの最善の利益になる決定を下すように求められるのか、また面接交渉は子どものために有益と見なされるのかが明確でない。自分の子どもの最善の利益のために行動するという法定の義務を全ての親に課す条項が民法の他の項目に追加された点と合わせ、家庭裁判所が今回の改正を、現在の慣行を成文化する以上の効果を持つとみなすかは不明である。

### 親権と監護権

子どもに関する決定は一般的に離婚手続きの中で下されるが、調停が失敗すると重要な手続き上の違いが出てくる。しかしこれを理解するには、親権と監護権の概念を簡単に説明する必要がある。日本の民法では結婚している両親は未成年の子どもに対して共同で親権を行使する。親権は子どもの世話と養育に関する親の権利と義務の両方を含むが、それだけでなく子どもの財産管理や子どもに代わる法的行為（パスポートの申請など）、養子縁組への同意さえも含む。親権は商取引や政府機関の手続きにも関係するので、戸籍制度を通じて確認できる。子どものパスポート申請など親子関係や申請者の親権についての証明が必要とされる手続きには、子どもの戸籍抄本が求められる場合がある。

協議離婚では、離婚後にどちらの親がどの子ども

の親権を持つかを両親が離婚届に記載するだけである。しかし重大な制限のひとつとして、日本の法律ではたとえ両方の親が合意しても、離婚後の共同親権の行使の正式な継続は認められていない。

手続き上、裁判所の関与が監護権と親権の問題をより複雑にしている。なぜなら裁判所が、親権の「養育と監護」の要素を、財産管理と法定代理人の側面から切り離し、それぞれを別の親に与えることが可能だからである。従って母親が監護権を得て子どもと同居し養育する一方で、父親が親権（監護権の要素は除く）を得ることもある。この場合の親権者は戸籍に記載されるが、子どもの財産管理と子どもの名前での法的行為を行うことのみで限定される。実際には、このように親権を分けることはまれである。裁判所が親権の2つの要素を切り離して扱えることは、最終的な結果よりも手続き面でより重要である。

親権に関する司法判断は一般的に、裁判を経た裁判上の離婚が成立する時点で裁判所により下される（または変更される）。離婚調停が失敗した場合、離婚訴訟を起こす責任は当事者にある。当事者のどちらも提訴しない場合、法律上では結婚したまま別々に暮らすことになる。親権は名目上、両方の親が持ち続ける。

しかし親権の監護権の部分（つまり誰が子どもと同居し養育するか、面接交渉、養育費の支払い、一方の親に連れ去られた子どもを返還させるべきか）に関しては、調停が失敗すると、当事者が訴訟を起さなくても裁判所が自動的に審判の手続きに入る。協議離婚の後で面接交渉をめぐる紛争が起きた場合や、米国や他の国で離婚が成立した後で子どもが日

本に連れ去られた場合には、離婚後にこうした判断を裁判所が下したり変更することもできる。

手続き上、これは非常に重要である。裁判官がこうした決定を下す限りにおいて、調停が失敗した後の裁判所の審判を通じて下される可能性が高いからである。家庭裁判所の審判は手続き面でも証拠の面でも条件が非常に緩い「裁判外の紛争処理手続き」で決定される。従ってほとんどの親にとって手続きの中で最も重要なこと、つまり子どもの運命が決定される部分で、(司法が関与するため) 裁判のように見えるが、手続きまたは証拠の面で一般人が裁判に期待する保護手段の多くを欠く手続きを経ることになる。

裁判所の審判に対しては不服申し立てができ、離婚訴訟になれば、裁判離婚を認める裁判官が離婚に付随する子どもについての決定を下すことも可能だ。しかし現実には、明らかな間違いや状況の変化がない限り、先に下された監護権に関する審判結果に裁判官が疑いを差し挟むことはあまりない。

### 限定的な法的強制力

子どもの連れ去りまたは面接交渉の妨害に関わる事例では、裁判で完全に「勝利」しても意味がない場合がある。日本の民法では、多く事例で判決の執行が困難になっており、子どもをめぐる紛争においては問題が特に顕著である。日本の裁判所には民事判決の執行を強制できる、警察と同様の権限を持つ執行官がいない。同様に日本の裁判官には、裁判所の決定に従わない当事者に法廷侮辱罪で制裁を課したり刑務所に収監する幅広い権限がない。またその

ような事例において、裁判所が警察に関与を求める仕組みもない。

家庭裁判所の命令を執行するための最初の手続きは、家庭裁判所による「履行勧告」だろう。その際、子どもの監護権を持つ親が面接交渉に関し協力を拒否する事情を確認するために、家庭裁判所の調査官がさらに調査することがある。しかし履行勧告が出されたとしても、不履行に対する制裁はない。実際に履行勧告は、司法機関というより社会福祉機関としての裁判所の役割の延長線上にある、社会福祉事業の一形態として考えられている。従って法的拘束力は全くない。

執行に関する実際の法的救済措置については、日本の民法には、特に一方の親から他方の親への子どもの強制的な引き渡しに関する命令の執行を規定する条文が一切ない。救済措置のひとつとして、連れ去った子どもの返還あるいは面接交渉での協力を求める裁判所の命令に従わない当事者に裁判所が過料を科すことがある。しかしこの種の「間接強制執行」は過料の対象となる定収入または特定可能な資産を持たない親に対しては、効果は限定的だろう。

幼すぎて自分の意見を持たないとみられる子どもの返還に関する裁判所命令の場合は、命令の「直接強制執行」の請求も可能である。この場合、地方裁判所の執行官が物理的に子どもを返還させようと試みる。子どもを連れ去った親が暴力を振るう恐れがある場合、執行官は警察の同行を求められるが、警察は犯罪が起きなければ関与しない。執行官には非協力的な親を逮捕する権限がない。従って直接強制執行は成功することもあるが、子どもの返還をかた

くなに拒否する、あるいは単に子どもを隠すという単純な方法をとる親の場合、失敗もありうる。

以上の救済措置がいずれも失敗した場合、最後に取りうる司法手段は人身保護請求である。官吏による違法な身柄拘束に対する古いコモンローの救済策に由来する人身保護請求は、日本では子どもが「拘束」されている理由を審問するために子どもを裁判所に連れてくるよう、子どもを連れ去った親に命令するために使われる。人身保護請求による出頭命令に従い、連れ去った子どもを裁判所に連れてくることを拒否する親は、懲役または罰金を科される可能性がある。従って人身保護請求は、子どもの連れ去りに関し、不履行について刑罰を科せられる唯一の司法の救済措置である。

後に残された親が、日本に連れ去られた子どものために直ちに人身保護請求を申請することは珍しくないが、たとえ外国の裁判所命令に違反していたり、その国での刑事訴訟に発展する場合であっても、日本の裁判所が子どもの拘束を「著しく違法」であると判断した事例はないように思われる。日本の裁判所が、外国人の親に監護権を認める外国の裁判所の命令の正当性を認めながら、人身保護請求を却下した事例がこれまでに多数あった。

### 配偶者からの暴力、法改正、ハーグ条約

日本政府はハーグ条約の批准に消極的に見えるため、しばしば批判の対象になっている。しかし前述のように、ハーグ条約を意義ある形で実施するには、日本の国内法の大幅な改正が必要である。日本のように民主的な社会では、その過程でさまざまな議論

が必要になるという点は理解できる。

ハーグ条約をめぐる議論で繰り返し表明されてきた懸念のひとつは、米国や他の国で暮らす日本人の母親が、配偶者からの暴力を恐れ、子どもを連れて一方的に日本に戻った事例をどう扱うかである。配偶者からの暴力は政策上の正当な懸念事項だが、米国や他のハーグ条約加盟国の司法制度を通じ適切に処理できるとみなすことが可能な問題でもある。

配偶者からの暴力に関する懸念が、主にハーグ条約加盟国の司法制度への信頼の欠如を反映するととらえるのは簡単だが、配偶者からの暴力については国境を越えない親権をめぐる問題でも意見が分かれる。日本の法律では「配偶者からの暴力」の定義がことのほか広く、解釈ではさらにその範囲が拡大することが多いため、身体的暴力のみならず、言葉による虐待、心理的「暴力」、時には「経済的暴力」まで含まれる。

日本人の中には、ハーグ条約は締結すべきだが、施行法には配偶者からの暴力または虐待がある場合には子どもの返還を妨げる例外規定を盛り込むべきと提言している人もいる。日本弁護士連合会はさらに踏み込んで、日本がハーグ条約を批准した場合、いかなる施行法も、そのような事例での子どもの返還を阻止するだけでなく、子どもを連れ去った親が子どもと一緒に（元の居住国に）戻った場合、刑事訴追されるのを防ぐ条項を盛り込むべきと提案している。配偶者からの暴力と虐待の定義が広いことを考えると、日本に子どもを連れ去ったいかなる事例も、実質的にこの例外の範囲に入るとみなすことができるように思われる。しかしこれはまだ存在しな

い法律について推測しているにすぎない。

### 将来に向けて

本稿の序論で記したように、東日本大震災により日本の政策決定者は取り組むべき重点政策を大幅に転換することになるだろう。ハーグ条約および日本の家族法のさらなる改正に関し、近い将来何が期待できるかまだ分からない。しかし自然災害があったとしても、日本人はこれからも結婚し、子どもを持ち、時には離婚する。状況に変化がない限り、日本は今後も子どもの連れ去りの天国と見なされるであろう。これは悲しいことである。なぜなら結局のところ、これからも苦しみ続けるのは、日本や米国をはじめとする世界中の国々の最も大切な資源である子どもたちだからである。

\*本稿に述べられている意見は、必ずしも米国政府の見解または政策を反映するものではありません。

## DV in the United States

### 米国のDV対策

#### 「配偶者からの暴力」とは

配偶者からの暴力（DV）はこれまで、もっぱら女性の問題と考えられてきた。配偶者からの虐待は女性に影響を与えるが、他の人々や社会機関にも計り知れない結果を及ぼす。男性も虐待の被害者となり得るし、子どもたちもDVによる悪影響を受ける。公的機関は地域社会でのDVへの対応という重大な課題に直面する。DVが被害者に及ぼす影響は認識されやすいが、加害者もまた子どもを失う、人間関係に支障をきたす、法的責任を負うなどして、自らの虐待行為により影響を受ける。DVは年齢、人種、民族、社会経済的背景、性的指向、宗教にかかわらず、あらゆる社会区分で発生し、誰もが直面しうる社会、経済、健康面の問題である。そのため全米の地域社会が、暴力の撲滅とDV被害者に安全な解決策を提供する戦略を策定しつつある。

#### DVの定義

DVは「成人または青少年が親密なパートナーに対して行使する身体的、性的、精神的あるいは言葉による攻撃および経済的支配を含む、威圧的で攻撃的な行動パターン」<sup>1</sup>と定義される。DVは通常1回で終わらず、身体的な攻撃にも限定されない。親密なパートナーを支配しようとする者が、日常的に入念な方法でそのパートナーを脅迫、どう喝、操作し、身体的な暴力を振るうことである。虐待する

側は特定の方法で、あるいは複数の方法を組み合わせて、パートナーに恐怖心を植え付け支配する。被害者を自分の思い通りに行動させ、その行動パターンを確立することが彼らの戦略の目的である。加害者はしばしば、被害者の特定の行動を虐待の理由または原因として挙げる。従って多くの場合、加害者による言葉や身体的虐待は、そうした特定の行動を改めたり制限することを目的とする。

#### DVへの社会の対応の変化

女性に対する過去の不平等な扱いやジェンダーの社会化（男女の社会的役割分担の習得）がDVの根本的な原因のひとつになっていると考える人は多い<sup>2</sup>。1970年代になるまで、性的暴行を受けたりDVに苦しむ女性が助けや支援を求める公式の場はなかった。DV被害者のためのシェルターや支援サービスは存在せず、刑事あるいは民事裁判所、警察、病院、社会福祉機関もDVにはほとんど対応しなかった。社会や公的機関はDVを「私的な問題」とみなした。この問題に対する意識や認識が高まるにつれ、女性グループが被害者の安全確保の必要性と、DVの一因となる制度上の問題や社会の考え方への取り組みに焦点を当てた権利擁護運動を組織するようになった。ボランティアが自宅をDV被害者用の避難所とし、危機対応のサービスを提供した。また集会を開き、女性への暴力を政治問題ととらえるようになった。一般に「暴力を振るわれた女性たちの運動（Battered Women's Movement）」と呼ばれるこの草の根運動は、女性への不当な行為に対抗する取り組みを、今では全米に存在するDV関連の地域密着型の権利擁護プログラムの基盤となる社会運動へと大きく変えた<sup>3</sup>。

DV被害者に安全な選択肢を提供するには大きな社会変革が必要であり、この闘いにおいて「暴力を振るわれた女性たちの運動」が重要な役割を果たした。フェミニスト、地域活動家、性的暴行やDVを克服した被害者たちは、3つの主な目的を掲げて対応した。すなわち（1）被害者とその子どものための避難所と支援の確保（2）法的および刑事司法分野での対応の向上（3）DVに対する一般の人々の意識改革——である<sup>4</sup>。

共通のビジョンに基づく「暴力を振るわれた女性たちの運動」には固有の基本理念があった。今も引き続き、地域密着型のDV対策プログラムや権利擁護活動のネットワークの指針となっているその理念は以下のとおり。

- 被害者とその子どもの安全を確保する
- 虐待するパートナーのもとにとどまるか、去るかについての決定を含む、被害者の自己決定権を確保する
- 社会的および刑事上の制裁を通じDV加害者に責任を負わせる
- 被害者に対する社会的抑圧と闘い、被害者の権利を推進するための制度改革を実施する

現在、米国各地の地域密着型のDVプログラムは、下記のような多様なサービスを提供している。

- 避難所や隠れ家
- 国・州・地域が運営する緊急ホットライン
- 危機に陥った場合のカウンセリングと介入
- 支援グループ
- 医療や精神衛生の専門機関の紹介

- 法的権利の擁護
- 職業相談、職業訓練、経済的な援助機関の紹介
- 住宅供給・転居サービス
- 交通手段
- 安全計画
- 子どものためのサービス

DV対策プログラムは一般の意識を高める運動の計画策定、社会奉仕活動に従事する人々との連携、被害者とその子どもの安全の向上を目指す政治的口ビー活動への積極的な参加などの継続的な権利擁護活動に取り組んでいる。こうした活動によるDVに対する意識の向上がもたらす効果のひとつとして、避難所、警察、司法制度だけでなく、社会のさまざまな部門がこの問題の特定および対処で重要な役割を担わなければならないという認識が高まっている。これらの部門には児童福祉、医療、精神医療、薬物乱用治療、経済界、宗教界などが含まれる。法的制裁が必ずしも最良の対応ではないという認識に加え、地域社会が住民のニーズを満たすプログラムやサービスを創設し、DVの防止や被害者支援の責任を負うべきだという意識が高まりつつある。その一例として、警察、DV被害者の権利擁護活動家、社会福祉機関、宗教界、地域住民の活動を組み合わせた、地域密着型の取り組みが挙げられる。

DVはもはや私的な問題ではなく、広くまん延した社会問題であると社会が認識している。それは、およそ2000もの避難所やDVプログラムが開設されていること、全ての州にDVを犯罪とみなす法律があること、市民保護命令を求める法的権利があること、資金の拠出と国によるDV問題の深刻さの認識を規定する連邦法があることから明らかである<sup>5</sup>。

以下にDVに対処し、この問題に関するサービスの提供や介入についての法的枠組みと指針を規定する連邦法の概要を示す。

### DVに関連する連邦法

#### 1984年家庭内暴力防止・サービス法

これは米国連邦議会が初めてDV問題に対処した法律であり、DVに対する一般の意識の向上を目指す州政府の取り組みを支援し、DV被害者用の避難所や支援サービスの資金を連邦予算から拠出することを目的としていた。また州政府と非営利組織に、DVおよび児童虐待に関するプログラムの創設と、警察官および地域サービス提供者に訓練および技術支援を提供するための助成金が供与された<sup>6</sup>。

#### 女性に対する暴力防止法 (VAWA) 暴力犯罪取り締まり・法執行法、第4章

1994年の連邦議会による「女性に対する暴力防止法」の可決が、DVの広がりや深刻さを連邦政府が認識する転機となった。同法は連邦政府のDVに取り組む決意を示すものであった。「安全市街地法」、「女性のための安全な住居」、「女性の公民権と法廷における女性の平等な裁判」、「暴力を振るわれた移民女性と子どもの保護」という4つの要素で構成され、それぞれDV、性的暴行、ストーキング、ジェンダーに基づく暴力からの保護を扱っている。VAWAの規定は警察および刑事司法機関の対応の改善を求めており、新たな刑法犯罪と一層厳しい罰則を設け、被害者への賠償と、加害者を訴追する間の被害者の保護を図るための制度改革を義務付けてい

る。さらに予防・教育プログラムの拡充、被害者サービス、地域の専門家向けのDVに関する研修、暴力を振るわれた移民女性を本国送還から守るための支援を許可した<sup>7</sup>。

#### 1996年個人責任および就労機会調整法 (PRWORA) ウェルストーン・マレー修正条項

この法律により要扶養児童家族扶助 (AFDC) 制度に代わり貧困家庭一時扶助制度が導入された。PRWORAのウェルストーン・マレー修正条項には「家庭内暴力に対応する選択肢」と題する規定が含まれており、DV被害者が抱える安全および経済的な問題に対処している。同修正条項により、認知されたDV被害者を特定の期限要件やその他の労働要件から一時的に免除する手続きを法制化する選択肢が各州に与えられている。

#### 参考文献

<sup>1</sup> Ganley, A. L., & Schechter, S. (1996). *Domestic violence: A national curriculum for children's protective services*. San Francisco, CA: Family Violence Prevention Fund.

<sup>2</sup> Pence, E., & Paymar, M. (1993). *Education groups for men who batter: The Duluth model*. New York: Springer; Schechter, S. (1982). *Women and male violence. The visions and struggle of the battered women's movement*. Boston, MA: Southbend Press; Ganley, A. L., & Schechter, S. (1996).

<sup>3</sup> Schechter, S. (1982).

<sup>4</sup> Schechter, S. (2000). *New challenges for the battered women's movement: Building collaboration and*

improving public policy (オンラインで入手可能) [www.vawnet.org/NRCDDVPublications/BCSDV/Papers/BCS1\\_col.pdf](http://www.vawnet.org/NRCDDVPublications/BCSDV/Papers/BCS1_col.pdf) (PDF - 40 KB).

<sup>5</sup> Saathoff, A. J., & Stoffel, E. A. (1999). Community-based domestic violence services. *Future of Children*, 9(3), 97-110; Family Violence Prevention and Services Act, P.L. 98-457, amended P.L. 103-322, 42 U.S.C. § 10401; Violence Against Women Act of 1994, P.L. 103-322, 108 Stat. 1796.

<sup>6</sup> Family Violence Prevention and Services Act, 42 U.S.C § 10402.

<sup>7</sup> Violence Against Women Act of 1994, P.L.103-322, 108 Stat. 1796.

注 本稿は児童虐待・育児放棄対策室およびカリバー・アソシエーツのH・リアン・ブラッグ著 Child Protection in Families Experiencing Domestic Violence (配偶者からの暴力問題を抱える家庭における子どもの保護)からの引用である。この書籍は米国保健福祉省の Child Welfare Information Gateway (児童福祉情報ゲートウェイ)から入手可能。



#### 配偶者からの暴力

##### ——米国で被害者が支援を得る方法

現在、暴力を受けている人は支援を求めてください。暴力行為が長引くほど、被害が大きくなる可能性があります。あなたは一人ではありません。あなたを信じ、助けたいと思う人々がいます。米国では在留資格の状況や市民権の有無にかかわらず、犯罪被害者はカウンセリング、通訳、安全対策、緊急時の避難所、さらには金銭的援助など、政府あるいは非政府機関が提供する支援を利用できます。弁護士費用を払う余裕がない場合でも、移民法違反者またはDV被害者向けの無料あるいは安価な法律支援を受けられる可能性があります。虐待を受けている場合には次の措置を取ることをご検討してください。

- 身の危険が迫っている場合は、警察に電話するか、逃げる。
- 負傷している場合は近くの病院の救急治療室に行く。
- 全米DVホットライン [800-799-SAFE(7233)]に電話する。毎日24時間体制で、さまざまな言語で相談に応じている。スタッフが近くのシェルターの電話番号などの役立つ情報を提供している。
- 事前に計画を立てる。逃げた後に暴力が激化する場合がありますので、安全な行き先を考える。全米DVホットラインから助言を得られる。

- 自分の住む地域で支援を得ることができる場所のリストを州政府の情報源で調べる。
- 家庭裁判所(州によってはDV専門の裁判所)に連絡し、裁判所からの保護命令の請求について情報を入手する。
- 家族、友人、同僚、宗教指導者など、信頼できる人に助けを求める。例えば支援グループや精神医療の専門家など精神的支援を得る方法を探す。

米国保健福祉省女性の健康対策室が提供する資料からの抜粋  
(<http://www.womenshealth.gov/violence-against-women/>)

Personal Reflections

親から引き離された子どもの物語

ライラ・エルメルガーウィ

私が4歳の頃のことでした。ある日私は、父によそ行きの服を着せられ、祖父母の家に連れて行かれました。そこには見知らぬ美しい女性がいて、兄はその人を見るなり駆け寄って抱きつきました。私は父から、その女性が「私の母」だと聞かされました。



ライラ・エルメルガーウィ

2010年夏、在日米国大使館でインターンを務め、現在は米国ワシントンDCの地球環境技術財団で、世界各地での持続可能な開発の推進を担当。アインシャムス大学（エジプト・カイロ）で日本語の学士号、デューク大学（ノースカロライナ州）で一般教養・国際開発政策の修士号を取得。

当時私は英語を話せなかったため、母の言うことを理解できませんでした。彼女は私を抱きしめようとしていましたが、私は怖くなり泣き出して逃げてしまいました。父は私を部屋に連れ戻そうとして、大丈夫だよと言い、良い子にして部屋に戻り、米国から私に会うためにはるばるやって来た母としばらく一緒に時間を過ごさなさいと諭しました（当時私たちはエジプトに住んでいたのです）。それでよ

うやく母のところに戻って一緒に時間を過ごしました。母の言うことが理解できなかったため、うれしかったのは母がくれたおもちゃだけでした。その日以来、私が母に会うことは長い間ありませんでした。

この直後から私は「連れ去り」、「子どもたちの母親」、「出国」、「弁護士」、「米国大使館員」について話す父と父の家族の会話に注意を払うようになりましたが、それがどういう意味を持つか全く分かりませんでした。父は私を母の祖国である米国から連れ去ったことを話してくれ、母は私を父から引き離すつもりなので、私を二度と母に会わせるつもりはないと言いました。エジプトを出るまでの数カ月間、私たちはおびえて暮らしました。

私たちは母や米国当局から逃れるため、3カ国を転々と移り住みました。このような目に遭ったので、最初のうちは「母」に対し怒りと憤りを覚えました。父をとっても好きだったので、彼から引き離されたくありませんでした。その後、成長するにつれ、この怒りや憤りの感情に見捨てられたという気持ちや悲しさが交じり合い、母との再会を願うようになりました。母親と住んでいる友達をうらやましく思い、自分も母のことをもっと知りたいと思いました。当時、母について私が知っていたのは名前と、母と会った日の薄れ行く記憶だけでした。でも母についてそれ以上聞けませんでした。

私には母親がいるとはどういうことなのか全く分かりませんでした。子ども向けの本を読む時にはいつも、他の子どもたちのように妖精とはどのようなものかと思い巡らすのではなく、母親がいるということの本の登場人物はどう感じているのだろうと考えていました。私はいつも、母親がいることは世界で最も素晴らしいことに違いないと思っていまし

た。一方で母についての歌や母の日は大嫌いでした。私は今もそうですが、当時父を深く愛していましたし、また彼が私をこよなく愛していることも知っていました。ですからその父が私を傷つけることをするなど考えたくありませんでした。父が私を母の元から連れ去ったのには相応の理由があるといつも考えていました。でもいつも寂しさと物足りなさを感じ、それをすべて母のせいにしていました。



幼い頃の私と母

13歳の時に、母が兄と電話で連絡を取り合っていると知るまで、私は母に対するこのような複雑な感情を抱いて生きていました。私は兄に対して強い怒りを覚えました。彼が父を裏切り、「流浪」の身となり（当時はそのように感じていました）隠れるようにして生きてきた年月を無駄にしたと思ったからです。ある日兄の部屋に行くと、彼は母と電話で話しており、母が私と話したいと言っていると言いました。私は仕方なく受話器を取り、初めて母の声を聞きました。母は長年、私を探し続け、ようやく私の居所が分かってうれしいと言いました。その頃は私も英語が少し話せたので、彼女が言うことを理解しましたが、私は泣くだけで何も話せませんでした。

その後、何日も何カ月も私は悩みました。母と話

すかどうかを、私でなく誰か他の人が決めてくれればいいのと思いました。また父を裏切っているようにも感じました。当時、父が事情を知り、私に母に会いたいかどうか尋ねていたら、父の気持ちを傷つけないよう「会いたくない」と答えたいでしょう。母を私の人生に受け入れるかどうか考えられるようになるまでも長い時間がかかりました。そして母には会えないと思いました。結局、彼女は私にとって見知らぬ人でしかありませんでした。しかし母の忍耐力と粘り強さのおかげで、とうとう私は彼女に会うことに同意しました。母がエジプトに来たので、私は父の家を抜け出し、長年会うことのなかった母と久しぶりに再会しました。

もっともここで話したいのは私のことではありません。私は今や26歳の成人で、母とは12年前にエジプトで再会して以来、連絡を取り合っています。大学時代は毎年夏を母と過ごしました。母から引き離された後、子ども時代にさまざまな精神的苦痛を経験し、あらゆる苦しみや苦悩を黙って耐えたにもかかわらず、私は幸運です。今は母を知っていますし、以前いつも願ったように、母は私の人生のとても大きな部分を占めています。母親なしで過ごした歳月は決して取り戻せませんが、母親のいない今の自分は考えられません。

ここで話したいのは、人生から片親を奪われ、毎朝目覚めると私が子ども時代に感じたのと同じくらい気持ちになる、日本の多くの子どもたちのことです。昨年、在日米国大使館でインターンをしている時に、この事実を知りショックを受けました。親による日本への、あるいは日本からの子どもの連れ去り事件の今後の発生を防ぐため、日本がハーグ条約に加盟した場合の影響を前向きに検討していることも知りました。

一方で過去に日本に連れ去られた多くの子どもたちが、大人になるまで自分の国に戻れなかったり、残された親に会えないことを知り、悲痛な思いにさらされました。こうした子どもたちは、私が経験したような苦悩の中で、つらい毎日を過ごし、無力感を感じながら成長していかなければなりません。私の母は何年もの間私を探し続け、最後に私を見つけ出すことができたので、私たちは共に幸運でした。日本で私が出会った、置き去りにされた親御さんの中には、連れ去られた子どもを見つけるという希望を失いかけている人もいました。十代の時に母に会うために、父の家をこっそり抜け出さずにすめば良かったのにと私は思います。連れ去られた多くの子どもたちが親と再会し、家をこっそり抜け出さなくても苦しみを終わらせることができるよう、日本の制度に選択肢が増えることを願っています。

## パッチワークのような家族

宇田川サーシャ



宇田川サーシャ

カリフォルニア大学サンディエゴ校で視覚芸術の学位を取得。1991年に英語講師として来日し、後に和英翻訳者として働く。2009年4月より在日米国大使館広報・文化交流部の編集者。既婚で2人の娘がいる。

私の両親は昔から、離婚した夫婦というよりも古くからの友人のようです。今は別々の都市に住んでいますが、2人は家族の集まりで会うと、いつもうれしそうに抱擁し合い、互いに子どもや孫たちの近況を報告しますし、今でも誕生日プレゼントや家族写真を交換しています。私が幼かったころは両親はまだ結婚していましたが（離婚したのは私が6歳の時です）、2人を夫婦として思い描いたことは一度もありません。

これまでに両親の復縁を願ったことはないと思います。

私はいつも家族をありのまま受け入れてきました。私が幼い時でさえ、両親が別々の場所で暮らしていても違和感はなく感じませんでした。離婚した時、両親は私に、父は家から出て行くが会いたければいつでも会えると言いました。「親権」や「面会」について耳にした記憶はありませんが、両親はこうした問題を2人で話し合ったに違いありません。当時を思い返せば、彼らはおそらく非常に難しい時期を過ごしながら、私たちには全てがいつもと同じで円満に見えるよう懸命に努力していたのでしょう。2人の努力のおかげで、子どものころに両親が衝突、対立していたという記憶はありません。

後に離婚のためにとってもつらい経験をする家族を描いた映画を見たり本を読んだ時、私は自分の人生はそうした状況と全く無縁だと思いました。両親が離婚したからといって、自分たちが「壊れた」あるいは「欠陥のある」家族だと思わなければならない理由はありませんでした。離婚は確かに結婚の理想的な結果とは言えませんが、人によってはそれが唯一の選択肢となる場合もあります。子どもの大半は両親が永遠に別れずにいることを望むでしょう。しかし家族が離れ離れになったとしても、親が自分たちにとって正しいと思うことを選択せねばならない場合もあるのです。私は両親が離婚を決心してくれたことに感謝しています。なぜなら彼らはそれぞれの人生を歩めたとし、私は両親のそれぞれと幸せで健全な関係を持てたからです。



両親と姉と一緒に。前列右が私

私がまだ赤ちゃんのころ、私たち家族はウィスコンシンからロンドンに引っ越しました。彫刻家の父が重い道具をたくさん運ばなければならなかったので、飛行機でなく当時の遠洋定期船クイーン・エリザベス号で旅をしました。英国に12年間住みましたが、その間に両親が離婚しました。両親が離婚した時、私たちは英国北部に住んでいましたが、父は離婚後すぐにロンドンに引っ越しました。学校が休みになると、母は私と姉をロンドン行きの電車に乗せ、父が到着した駅まで私たちを迎えに来てくれました。

父の家に着くと、母との居心地の良い住み慣れた生活とは全く違う世界に踏み込んだようでした。父は工業地域の古い倉庫の一角にある広い芸術家用のロフトに住んでいました。彼は美術館、画廊のオープニングイベント、他の芸術家たちとの夕食会などに私たちを連れて行ってくれました。父が彫刻の仕事をしている間、私たちはアトリエで読書や遊んで過ごしました。父と過ごせてうれしかったのですが、時々退屈し、家に戻って母や近所の友達と一緒にいられたらいいのと思うこともありました。当時父はテレビを見るのが好きでなかったため、アトリエにはテレビもありませんでした。しかし今になって思えば、私たちが家族として成長する上で、また父と私たちの関係において、こうした時間はとても重要でした。父と話したり、日常的なことをしたりして多くの時間を一緒に過ごしたからです。

その後父はふるさとの米国が恋しくなったのと、ロサンゼルス市の芸術の世界に魅了されたため、ロサンゼルスに移ることを決めました。父が引っ越せば以前ほど頻りに父に会えなくなるので、私と姉にはかなりショックでしたが、同時に父をロサンゼルスに訪ねるチャンスを思いワクワクしました。母は米

国市民ですが、当時英国で快適な生活と親しい友人のネットワークを築き上げていたので、英国を離れたがりませんでした。父は米国に移った後、電話や手紙や小包などの手段を使った「遠距離子育て」を通じ、私たちとの接触を保つよう努めました。母も父のことを話したり、電話や手紙で連絡するよう私たちに促して、私たちが父との関係を維持する上で重要な役割を果たしました。まだインターネット時代の到来以前だったので、残念ながら現代の多くの家族のように、携帯電話や電子メール、ウェブ画像を使って連絡を取り合うことはできませんでした。



英国に住んでいた頃の私（写真右）と姉

夏休みを父と過ごすため初めて飛行機でロサンゼルスに向かった時、私と姉はとても興奮しました。ロサンゼルス中心部にある父のアトリエに着くと、その広さと、彼が私たちのためにアトリエのロフトに作ってくれた和風の寝室に驚きました。この旅ではディズニーランド、ハリウッド、ビーチ、リトルトーキョー、チャイナタウンなどたくさんの刺激的な場所を訪れました。私にとって幸せな思い出に満ちた夏となりました。

しかし困難な時期が待ち受けていました。父がロサンゼルスに移って数年後、母は厳しい選択を迫ら

れました。父と大西洋を隔てて生活しているのは、私と姉が父との関係を維持するのは難しいと母が気づいたのです。父の強い勧めもあり、母は私たちもロサンゼルスへの引っ越しを決意しました。12年間の英国生活を経て南カリフォルニアに移ることは、私たちにとって大きな変化であり、私たちの家庭生活は初め、緊張と不安だらけでした。しかし、しばらくすると状況は落ち着きました。ロサンゼルスに住んで最も良かったのは、ほとんど毎週末を父の家で過ごせたことでした。おかげで私たちは、十代の頃ずっと父と緊密な関係を維持できました。

私が高校を卒業し大学に行く時は、両親ともに卒業式に出席し、大学の寮への引っ越しを手伝ってくれました。しかしそれ以降、家族構成が多少変化しました。父が再婚し、私の弟にあたる2人の息子が生まれたのです。弟たちは私より20歳ほど若く、一緒に住んだこともないので、私が彼らを弟と呼ぶのは不思議な感じがします。父と継母が夜、出掛ける時には、私が時折弟たちの子守りをしたものです。彼らは私よりずっと年が下ですが、それでも私の家族の重要な一員です。最近父に電話した時、弟が電話を取りました。一緒に過ごした時間も少なく、もう5年以上も会っていないにもかかわらず、私たちはごく自然に会話しました。継母は母としては年齢が若すぎるので、私は彼女を母親ではなく友人と考えています。でも彼女は私の重要なお手本になってくれています。彼女の助言と支援なしでは、私は今のような人間に成長できなかったでしょう。

母の人生にも変化がありました。母がある男性と出会い、同居するようになったのは私の大学在学中で、今でも2人は一緒に生活しています。彼は住宅建築家で、2人は長年にわたり、共同で素晴らしい住宅の設計やリフォームをたくさん手がけてきまし

た。私が娘たちを連れて日本から訪ねて行くと、いつも私たちが居心地よく滞在できる場所を提供してくれます。私の娘たちは彼を「おじいちゃん」、私の継母を「おばあちゃん」と呼びます。私は娘たちに、普通の子どもよりも多くの祖父母がいて幸せだとよく言います。



新しくできた家族と共に（前列左が私）

母はこれまでずっと、愛情、助言、家庭料理、経済的支援など私が必要とするものを全て与えてくれました。しかし母が安定した、愛情あふれる家庭環境を与えてくれた一方で、父は私に危険を冒してでも思い切ってやってみることを、そして自分の周りの世界に敏感であることことを教えてくれました。一方の親が子育てに必要な全てを提供できたとしても、もう一方の親との接触がバランスや異なる視点

を提供します。継父母も実際に養育に参加したり、子どもの良き模範となることで、子育てに貢献できます。離婚した両親、継父母、パートナー、継兄弟姉妹、異母・異父兄弟姉妹などで構成される家族は、多様な人生のパッチワークのようなものです。時にはちぐはぐに見えますが、通常は独自の方法で完璧に機能しています。